社会保障・税一体改革について

平成21年度税制改正法 附則第104条 地方法人特別税等に関する暫定措置法

> 平成23年12月7日 総 務 省

税制抜本改革の方向性(「地方法人課税のあり方の見直し」)

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

Ⅳ 税制全体の抜本改革

(5)地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、<u>地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する</u>。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)(抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、 法人の事業税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。) の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府 県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

○ 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号) 附則 (抄)

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第104条 3 第1項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

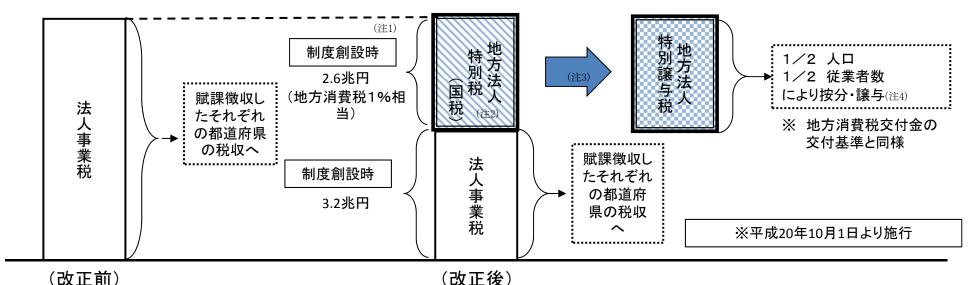
七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、<u>地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</u>

地方法人特別税・譲与税について

<問題の所在>

地方法人特別税・譲与税(H2O年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が 行われるまでの間の措置 | < 暫定措置法 1条>。

・体改革と併せて取扱いを検討する必要。



1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別 税・譲与税の規模(平年度化後)。

- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税とし て、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、

制度創設時において、地方消費税1%分に相当す る法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と 同じ基準で譲与することとしたもの

(改正後)

(単位:億円)

		制度創設時の想定	H23地財
地方消費税1%相当額		26,000	25,691
地方法人特別税・譲与税の規模		26,000	15,641
減収となる団体の影響額		▲ 3, 986	▲ 2, 148
\Rightarrow	東京都	▲3, 197	▲ 1, 889
	愛知県	▲ 414	▲26
	大阪府	▲265	▲ 165
地方再生対策費		4,000	3,000

23 年度地方税改正法案の扱いについて

(平成23年11月10日 民主党・自由民主党・公明党 税制調査会長)

(地方法人課税の税収は中立)

政府修正案

個人所得課税

- ■・給与所得控除の上限設定
- ■・特定支出控除の見直し

- 所得税の改正が自動影響
- ・個人住民税における成年扶養控除(33万円)の縮減(低所得者・障害者等は存続)等
- ・個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止

法案から削除

施行期日の修正 $(24. 1. 1 \rightarrow 25. 1. 1)$

法人課稅

- 園・実効税率を 5%引下げ(法人税率 30%→25.5%)
- ■・課税ベースの拡大等 −減価償却の見直し

 - 一欠損金繰越控除の見直し 等 し法人税の改正が自動影響
- 園・中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
- 国・中小企業関係和特の見直し
- ※法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するた
 - め、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲

政府修正案どおり

納税環境整備

- 税務調査手続:現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」
- ・国税の見直しにあわせた更正の請求期間の延長、理由附記等